

第 1 表 平成24年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出補正予算

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県 債		千円 743,000	千円 30,000	千円 773,000
	1 県 債	743,000	30,000	773,000
歳 入 合 計		1,301,116	30,000	1,331,116

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾整備事業費		千円 1,301,116	千円 30,000	千円 1,331,116
	2 整備費	469,000	30,000	499,000
歳 出 合 計		1,301,116	30,000	1,331,116

第 2 表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
金 沢 港 引 船 管 理 費		千円	平 成 25 年 度	千円 23,000

平成24年度石川県立中央病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成24年度の石川県立中央病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成24年度石川県立中央病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出				
科 目		既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業費用		15,105,187千円	93,923千円	15,199,110千円
第1項 医業費用		14,897,048千円	93,923千円	14,990,971千円

第3条 予算第10条を予算第11条とし、予算第9条を予算第10条とし、予算第8条を予算第9条とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第7条中「7,417,282千円」を「7,511,205千円」に改め、同条を予算第8条とする。

第5条 予算第6条を予算第7条とし、予算第5条を予算第6条とし、予算第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
業務委託費	平成25年度	429,000千円

平成24年度石川県立高松病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成24年度の石川県立高松病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成24年度石川県立高松病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出				
科 目	既決予定額	補正予定額	計	
第 1 款 病 院 事 業 費 用	2,908,428千円	△ 29,582千円	2,878,846千円	
第 1 項 医 業 費 用	2,814,232千円	△ 29,582千円	2,784,650千円	

第 3 条 予算第 5 条に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
業務委託費	平成 25 年度	129,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 8 条中「1,998,764千円」を「1,969,182千円」に改める。

平成24年度石川県水道用水供給事業会計補正予算(第 1 号)

(総則)

第 1 条 平成24年度の石川県水道用水供給事業会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 平成24年度石川県水道用水供給事業会計予算(以下「予算」という。)第 2 条中(3)を次のとおり補正する。

区 分	既決予定額	補正予定額	計
(3) 主要な建設改良事業			
送水施設建設改良事業費	4,540,000千円	190,000千円	4,730,000千円
(うち債務負担行為額)	500,000千円	190,000千円	690,000千円)

(収益的収入及び支出)

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出			
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 水道用水供給事業費用	5,423,884千円	△ 39,570千円	5,384,314千円
第 1 項 営 業 費 用	4,892,577千円	△ 39,570千円	4,853,007千円

(債務負担行為)

第 4 条 予算第 5 条中「500,000千円」を「690,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 5 条 予算第 8 条中「619,594千円」を「580,024千円」に改める。

平成24年度石川県一般会計補正予算(第4号)

平成24年度の石川県一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,833,435千円を追加し、歳入歳出それぞれ537,859,054千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成24年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

(地方債の補正)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更及び追加は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 平成24年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳 入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び 負担金		千円 3,687,803	千円 82,000	千円 3,769,803
	1 分担金	179,186	2,500	181,686
	2 負担金	3,508,617	79,500	3,588,117
9 国庫支出金		55,984,569	998,080	56,982,649
	1 国庫負担金	29,071,604	231,400	29,303,004
	2 国庫補助金	25,083,719	766,680	25,850,399
14 諸収入		49,525,865	△ 16,645	49,509,220
	6 雑入	4,272,773	△ 16,645	4,256,128
15 県債		113,613,000	770,000	114,383,000
	1 県債	113,613,000	770,000	114,383,000
歳入合計		536,025,619	1,833,435	537,859,054

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 健康福祉費		82,088,351	252,525	82,340,876
	3 障害福祉費	11,010,201	252,525	11,262,726
7 農林水産業費		25,409,198	477,714	25,886,912
	3 農地費	7,806,878	226,560	8,033,438
	4 林業費	8,639,428	109,082	8,748,510
	5 水産業費	1,922,086	142,072	2,064,158
8 土木費		70,676,708	1,030,409	71,707,117
	2 道路橋りょう費	34,391,740	565,409	34,957,149
	3 河川海岸費	14,197,938	220,000	14,417,938
	4 港湾費	3,530,664	80,000	3,610,664
	5 都市計画費	10,502,159	165,000	10,667,159
10 教育費		104,332,430	72,787	104,405,217
	4 特別支援学校費	8,035,820	72,787	8,108,607
歳出合計		536,025,619	1,833,435	537,859,054

第 2 表 地 方 債 補 正

起 債 の 目 的	補 前		正 前		補 後		正 後	
	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	限 度 額 千円	起 債 の 方 法
農 業 農 村 整 備 事 業 費	1,146,000	借入先の融通条件に よる。ただし、県財政 の都合により、据置 期間を短縮しは借 入先及び債上償還又 は借換え	1,218,000	借入先の融通条件に よる。ただし、県財政 の都合により、据置 期間を短縮しは借 入先及び債上償還又 は借換え	8.5%以内 (ただし、利率見直し 式で借り入れられる ついで、利率の見直し 率の見た後、当該見 直し後の利率)	8.5%以内 (ただし、利率見直し 式で借り入れられる ついで、利率の見直し 率の見た後、当該見 直し後の利率)	1,218,000	借入先の融通条件に よる。ただし、県財政 の都合により、据置 期間を短縮しは借 入先及び債上償還又 は借換え
治 山 費	592,000		650,000		8.5%以内 (ただし、利率見直し 式で借り入れられる ついで、利率の見直し 率の見た後、当該見 直し後の利率)			
漁 港 建 設 費	177,000	借入先の融通条件に よる。ただし、県財政 の都合により、据置 期間を短縮しは借 入先及び債上償還又 は借換え	237,000	借入先の融通条件に よる。ただし、県財政 の都合により、据置 期間を短縮しは借 入先及び債上償還又 は借換え	8.5%以内 (ただし、利率見直し 式で借り入れられる ついで、利率の見直し 率の見た後、当該見 直し後の利率)	8.5%以内 (ただし、利率見直し 式で借り入れられる ついで、利率の見直し 率の見た後、当該見 直し後の利率)	237,000	借入先の融通条件に よる。ただし、県財政 の都合により、据置 期間を短縮しは借 入先及び債上償還又 は借換え
道 路 建 設 費	6,796,000		7,044,000		8.5%以内 (ただし、利率見直し 式で借り入れられる ついで、利率の見直し 率の見た後、当該見 直し後の利率)			
河 川 改 良 費	2,127,000	借入先の融通条件に よる。ただし、県財政 の都合により、据置 期間を短縮しは借 入先及び債上償還又 は借換え	2,258,000	借入先の融通条件に よる。ただし、県財政 の都合により、据置 期間を短縮しは借 入先及び債上償還又 は借換え	8.5%以内 (ただし、利率見直し 式で借り入れられる ついで、利率の見直し 率の見た後、当該見 直し後の利率)	8.5%以内 (ただし、利率見直し 式で借り入れられる ついで、利率の見直し 率の見た後、当該見 直し後の利率)	2,258,000	借入先の融通条件に よる。ただし、県財政 の都合により、据置 期間を短縮しは借 入先及び債上償還又 は借換え
港 湾 改 良 費	316,000		343,000		8.5%以内 (ただし、利率見直し 式で借り入れられる ついで、利率の見直し 率の見た後、当該見 直し後の利率)			
街 路 事 業 費	1,242,000	借入先の融通条件に よる。ただし、県財政 の都合により、据置 期間を短縮しは借 入先及び債上償還又 は借換え	1,270,000	借入先の融通条件に よる。ただし、県財政 の都合により、据置 期間を短縮しは借 入先及び債上償還又 は借換え	8.5%以内 (ただし、利率見直し 式で借り入れられる ついで、利率の見直し 率の見た後、当該見 直し後の利率)	8.5%以内 (ただし、利率見直し 式で借り入れられる ついで、利率の見直し 率の見た後、当該見 直し後の利率)	1,270,000	借入先の融通条件に よる。ただし、県財政 の都合により、据置 期間を短縮しは借 入先及び債上償還又 は借換え
特 別 支 援 学 校 整 備 費	407,000		471,000		8.5%以内 (ただし、利率見直し 式で借り入れられる ついで、利率の見直し 率の見た後、当該見 直し後の利率)			
障 害 福 祉 総 務 費		借入先の融通条件に よる。ただし、県財政 の都合により、据置 期間を短縮しは借 入先及び債上償還又 は借換え	82,000	借入先の融通条件に よる。ただし、県財政 の都合により、据置 期間を短縮しは借 入先及び債上償還又 は借換え	8.5%以内 (ただし、利率見直し 式で借り入れられる ついで、利率の見直し 率の見た後、当該見 直し後の利率)	8.5%以内 (ただし、利率見直し 式で借り入れられる ついで、利率の見直し 率の見た後、当該見 直し後の利率)	82,000	借入先の融通条件に よる。ただし、県財政 の都合により、据置 期間を短縮しは借 入先及び債上償還又 は借換え
計	113,613,000		114,383,000		114,383,000			

